

## 【講座新規登録に際しての注意】

- (1) 登録は、課程毎に必要なである。
- (2) 同一の学籍（学生番号）に対して一度の登録で良い。また学年は問わない。  
※ 例：学部1年次に教職課程に登録すれば、同2年次の登録は不要である。
- (3) 登録できるのは年度1回（4月初旬の指定期間）のみである。
- (4) 在学中は、次の4課程（①～④）から2課程まで選択し登録できる。

①教職課程／②学芸員課程／③司書課程 [図書館司書コース] ／④社会教育主事課程

なお、以下の学生は、上記2課程とは別に、司書課程 [学校図書館司書教諭コース] を登録することができる。

- ・ 教職課程登録者
- ・ 文学部教育学科初等教育専攻課程在籍（予定）学生
- ・ 教育職員免許状既取得者

- (5) 本学大学院に入学し、大学院で資格取得を希望する場合は、以下に注意すること。
  - ① 大学院入学前に、既に教育職員1種免許状を取得（\*）しており、大学院で同じ学校種・教科の専修免許状の取得をする場合はWeb登録不要、登録料納入不要となる。ただし、免許状取得にあたり、一括申請を希望する場合には、修了予定年度の4月に必ず一括申請手続きをおこなうこと。（☞「教職課程」2019年度以降入学者適用 ⑨ 教育職員免許状申請手続きについて／2010～2018年度入学者適用 ⑨ 教育職員免許状申請手続きについて「4. 1種免許状をすでに持っている大学院学生の場合」参照）上記①に該当しない場合は、すべての講座登録手続き（Web登録・登録料納入）を行なうこと。
  - ② 本講座の課程を未修了のまま大学院博士課程前期課程（または修士課程）を修了し、空白期間なく後期課程（または博士課程）に進学して、未修了であった本講座を受講する場合はWeb登録が必要となるが、登録料の納入は免除される。
- (6) 登録した課程の変更・取り消しは認めない。また納入された登録料は返還しない。
- (7) 身体の機能にしょうがいのある者は、登録する前に、所属するキャンパスの学校・社会教育講座事務室に申し出て相談すること。
- (8) 文学部教育学科初等教育専攻課程在籍者は、教職課程の登録ならびに教職課程設置科目の履修は認めない。1・2年次に教職課程に登録した場合、3年次で初等教育専攻課程に進んだ時点で教職課程の登録は取り消しとなる。この場合、既に納入されている講座登録料は返還しない。